

ニュージーランドで発生した地震に伴う海外旅行保険等の取扱いについてお知らせします

日本興亜損害保険株式会社

ニュージーランドで発生した地震により被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。
今回の地震に伴う海外旅行保険などの取扱いについてお知らせいたします。

(2011年2月28日現在)

1. 海外旅行保険・海外旅行の安心保険の取扱い

主な保険金の取扱いについては次のとおりです。

(1) お支払いの対象となる主な保険金

保険金の種類	取扱い
<ul style="list-style-type: none">・ 傷害死亡保険金・ 傷害後遺障害保険金・ 治療・救援費用保険金・ 傷害治療費用保険金・ 救援者費用等保険金・ 携行品損害保険金	<p>今回の地震により発生した事故につきましては、約款の規定に従い、保険金支払の対象となります。</p> <p><救援者費用について></p> <p>治療・救援費用補償特約または救援者費用等補償特約がセットされているご契約につきましては、被保険者（補償の対象となる方）が、次のような事由に該当した場合に、被保険者の親族が現地に駆けつけた際の交通費、宿泊費などをお支払いいたします。</p> <p>① ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、または継続して3日以上入院された場合</p> <p>② 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察などの公的機関により確認された場合</p> <p>など</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 旅行キャンセル費用保険金	<p>今回の地震により、出国を中止された場合、中途帰国された場合または旅行行程の一部を変更された場合に負担した取消料・違約料などの費用は、保険金支払の対象となります。</p> <p>(注) 2月22日に地震が発生しているため、保険料領収日または契約日が2月23日以降の場合には、今回の地震の影響により負担した費用は保険金支払の<u>対象となりません</u>。</p>

(2) お支払いの対象とならない保険金

保険金の種類	取扱い
<ul style="list-style-type: none">・ 航空機遅延費用等保険金・ 航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	<p>今回の地震により発生した費用などは、保険金支払の<u>対象となりません</u>。</p>

2. その他の傷害保険の取扱い

上記1. 以外の傷害保険の取扱いについては次のとおりです。

商品の種類	取扱い
・学校旅行総合保険 ・旅行事故対策費用保険 ・旅行特別補償保険	<海外旅行の場合> 今回の地震により発生した事故につきましては、各補償条項および特約に従い、保険金支払の対象となります。
・その他の傷害保険 (傷害総合保険 など)	○ 天災危険補償タイプでないご契約、または天災危険補償特約をセットされていないご契約では、保険金支払の対象となりません。 ○ 天災危険補償タイプのご契約、または天災危険補償特約をセットされているご契約では、保険金支払の対象となります。

以上